

農地法第3条許可申請 必要書類一覧

[確認事項]

- 農地法第3条許可申請は、権利を取得した農地を耕作目的で売買・貸借するための申請です。
- 農地法第3条により権利を取得した農地は、原則3年3作以上耕作する必要があります。
- 農地の譲受人（借受人）は、申請を行う農地を含め、既に所有または借りている農地のすべてを効率的に耕作する必要があります。
※無断転用地や耕作放棄地などがあると許可できない場合があります。
- 農地の譲受人（借受人）またはその世帯員は、農作業に年間150日以上従事している必要があります。
- 申請地周辺の農業に影響を与える利用はできません。

申請に必ず必要なもの

- ① 申請書 ※1筆のうち一部のみ申請する場合は、どの部分か分かる図面も提出
- ② 別紙1（農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等）
- ③ 申請地の登記簿謄本（全部事項証明書）（※1）《法務局にて取得できます》
※照会番号付き不動産登記情報（発行日より100日以内）でも可
- ④ 申請地の位置図（2，500分の1程度）

場合によって必要なもの

1. 賃貸借・使用貸借の場合 → その契約書3部
2. 申請者が法人の場合
↳ 法人登記簿謄本・定款（写しの場合は原本証明を）
3. 農地所有適格法人が譲受人の場合 → 別紙2（農地所有適格法人としての事業等の状況）
組合員名簿又は株主名簿
事業等の状況が分かる書類（決算報告書等）
4. 申請者が市外に在住の場合 → その方の住民票（※1）
5. 譲受人（借受人）が新規で農地を取得または貸借する場合 → 営農計画書
→ 確認書
6. 譲受人（借受人）が市外の方の場合 → 通作経路図
7. 譲受人（借受人）の耕作地が市外にある場合 → 耕作証明書
8. 貸借権が設定されている農地を申請する場合 → 解約の書類
（譲渡する場合で小作を継続する場合 → 小作農等同意書）
9. 申請地の登記簿謄本に抵当権・仮登記等が記載されている場合
↳ 債権者の同意書等
10. 登記簿謄本の所有者住所が現住所と異なる場合 → 戸籍の附票 又は不存在証明書・権利書
11. その他農業委員会が必要に応じて求める書類

※1 登記簿謄本・住民票は申請日前3ヶ月以内が有効期限となります。ただし、期限内であっても内容に変更が生じた場合は最新のものを提出してください。

住民票は個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出してください。

なお還付が必要な場合は、原本を提示した上で写しを提出してください。